

美浜町テニス協会会則

平成19年4月14日 改定

昭和57年4月1日 制定

第一章 総 則

- 第1条 本協会は美浜町テニス協会と称する。
- 第2条 本協会は美浜町におけるテニスの普及及び発達を期し体育の向上、品位の陶冶、運動精神の修養発揮に資することを目的とする。
- 第3条 本協会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
(1) 福井県テニス協会に加盟すること。
(2) 本協会の目的を遂行するのに必要な対外的事業及び指導を行う事。
- 第4条 本協会は事務局を美浜町に置く。

第二章 役 員

- 第5条 本協会は下記の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
監事	2名
理事	適当数（理事の中から1名事務局長を選任し、本協会の事務にあたる。）

- 第6条 (1) 会長、副会長は総会において推薦する。
(2) 会長は本協会を代表し会務を統括し、総会及び理事会の議長となる。
(3) 副会長は会長を補佐し会長不在時はその職務を代行する。
- 第7条 (1) 理事長は理事の互選により選出する。
(2) 理事長は美浜町体育協会の理事を兼ねる。
(3) 理事長は理事会の決議に基づき会務を管理する。
- 第8条 (1) 理事は正会員の代表者により総会において選出する。
(2) 理事は理事会を組織し総会の決議を執行し、かつ本協会の会務の任にあたる。
(3) 理事の中から理事会にて福井県テニス協会への派遣理事を選出する。
- 第9条 (1) 監事は正会員より総会において選出する。
(2) 監事は本協会の会務会計を監査し理事会に出席して意見をのべる。
- 第10条 (1) 顧問は総会の承認をへて会長がこれを委託する。
(2) 顧問は重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。
- 第11条 (1) 会長、副会長、理事、監事の任期は2ケ年とし、再選を妨げない。
(2) 顧問の任期はこれを定めない。
- 第12条 (1) 役員は任期満了後でも後任者の就任まではその職務を行う。
(2) 補欠選出又は委嘱された役員の場合は前任者の残余期間とする。

第三章 理 事 会

- 第13条 (1) 理事会は会長がこれを召集する。
(2) 但し、理事の2分の1以上より会議の目的を示し請求があったときは、会長は遅滞なくこれを召集しなければならない。

- 第14条 (1)理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
但し、同一議事に関し再度召集した場合はこの限りではない。
(2)理事会に出席することが出来ない理事は委任状をもってその決議に参加することが出来る。
(3)理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 第15条 (1)理事会は常任理事を選出し、その職務を専任させることが出来る。
但し、同一議事に関し再度召集した場合はこの限りではない。
(2)理事会に出席することが出来ない理事は委任状をもってその決議に参加することが出来る。

第四章 総 会

- 第16条 (1)定時総会は毎年1回3月又は4月にこれを開く。付議すべき事項は1週間前に正会員に通知する。
(2)臨時総会は会長がこれを必要と認めたとき又は正会員の2分の1以上より会議の目的を示し請求のあったときは遅滞なく付議すべき事項を1週間前に明示して臨時総会を開催しなければならない。

- 第17条 (1)総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。
但し、同一議事に関して再度召集した場合はこの限りではない。
(2)総会に出席することが出来ない正会員は委任状をもってその議決に参加することが出来る。
(3)総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

- 第18条 (1)本協会の経費は下に掲げるものでもってこれにあたる。
1. 会費
2. 美浜町体育協会補助金
3. 事業収入
4. その他(必要に応じて団体会員に対し協会運営協力金等をお願いする等)

第19条 (1)本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 (1)本協会の予算及び決算は定時総会にこれを報告し、その承認を求める。

第六章 会 員

- 第21条 (1)本協会の会員は下記のとおりとする。
1. 正会員 (個人会員も含む)
2. 賛助会員 (協会の事業を賛助する団体又は個人)
3. 名誉会員 (本協会に特別の功労があった個人で理事会で推薦された者)

第22条 (1)会員は会費として下記金額を毎年4月末までに納入する。

1. 正会員	団体	1ヶ年	<u>3,000円</u>
	個人	1ヶ年	1,000円
2. 賛助会員	1口	1ヶ年	1,000円
3. 名誉会員			なし

第七章 付 則

第23条 (1)本会則は総会の決議がなければ変更することが出来ない。

第24条 (1)本会則の施工に必要な細則は理事会で別に定める。